

ることで、他者が模倣することが想定され、入札参加者が今後個別の課題に対する技術力又は課題解決力を醸成できなくなり、競争性がなくなるおそれがある。このことにより、価格及び品質が総合的に優れた内容の者と契約することを目的とした総合評価方式での契約が困難となり、財産上の利益が損なわれるおそれがあるため。」と記載されているが、「おそれ」は抽象的な可能性や単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値するほど程度の蓋然性がなければならないと考える。

処分庁が通知を行う際には、大分県行政手続条例(平成7年大分県条例第30号)(以下「行政手続条例」という。)第8条第1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要であると考え。この通知に提示すべき理由としては、公開請求者において、非公開とされた箇所が条例第7条第5号ロに該当するとした、その根拠とともに了知し得るものでなければならないと考えるが、処分庁の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第7条公文書の公開義務の規定及び行政手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、違法である。

(4) 公文書の一部公開について

条例第8条第1項は公開請求に係る公文書に、非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非公開情報に係る部分を除いた部分について公開しなければならないことを定めたものである。

通知書では特定した公文書の全部を公開しないとされているが、一部を公開することができない理由(若しくは特定した公文書の全部を公開しないとした理由)を具体的に明示して通知すべきと考える。

審査請求人は、審査請求人が請求し処分庁が全て非公開とした公文書においては、非公開情報とその他の情報とを容易に区別することができ、かつ非公開情報が記録されている部分を除いた部分には有意な情報が記録されているものと考えているので、特定された公文書については一部公開すべきと考える。

以上のとおり、処分庁は、条例第8条第1項の公文書の一部公開の規定及び行政手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、違法である。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件非公開文書の意義・性格について

本県では「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、総合評価落札方式による入札方式を試行している。総合評価落札方式とは、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うことにより、公共工事の品質を確保することを目的とするものである。

本件非公開文書は、入札参加者から提出された技術提案資料及び評価に関する資料である。

2 本件非公開文書の非公開情報該当性判断について

(1) 条例第7条第2号イ該当性について

本件非公開文書は、入札参加者から提出された技術提案の具体的な内容及び当該技術提案に対する発注者の具体的な評価の内容が記載されている。

入札参加者の技術提案は、発注者が設定した施工上の課題に対して、各入札参加者が、その技術力、開発力、ノウハウ等を駆使して具体的な施工方法や施工上の工夫等を提案するものであり、また、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）においても、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容が他者に知られることのないよう留意することが示されている。よって、これを公開することにより、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号イに該当する。そして、入札参加者の具体的な技術提案の内容が記載されている部分を非公開とすることについては、審査請求人においても異議はないとされているところである。

(2) 条例第7条第5号ロ該当性について

技術提案に対する評価は、入札参加者から提出された技術提案の内容が、当該工事の現場条件を踏まえた課題に対して、効果的かつ確実な提案であるかについて、発注者である本県の具体的な評価内容を記載するとともに、その評価に応じて点数をつけたものである。

技術提案の内容に対する発注者の評価の内容を公開した場合、入札参加者から提出された技術提案内容が類推されることや技術提案の具体的な評価内容や評価点が得られる具体的な施工方法等が明らかとなり、今後の技術提案において、当該施工方法等に偏重した提案がなされるなど、価格及び品質が総合的に優れた公共工事の契約を行うことを目的とする総合評価落札方式の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号ロに該当する。

(3) 公文書の一部公開について

本件非公開決定においては、(2)のとおり、入札参加者の技術提案の内容及び技術提案に対する評価が条例第7条第2号イ及び同条第5号ロに該当すること、また、技術提案の内容及び技術提案に対する評価を非公開とした場合、審査請求人の請求の趣旨に沿う情報はなく、分離して公開する必要はないと判断したことから、本件非公開文書の全部を非公開としたものである。

しかし、本件非公開決定を行った後、別の工事を対象とした「総合評価技術提案資料 評価の視点」の非公開決定等に関して、大分県情報公開・個人情報保護審査会の答申（令和5年1月15日付け答申第125号）がなされ、別表の部分を公開する変更決定を行ったところである。

これを受けて、本件非公開文書の非公開情報該当性を再度検討した結果、別表に掲げる部分については、これを公開することにより、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、また、県の財産上

の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえないと判断するに至った。そして、これらの条例第7条第2号イ及び同条第5号ロに該当しない部分の公開が、本件公開請求の趣旨に沿わないとまでいうことはできないと判断した。

別表

公文書の名称	公開すべき部分
総合評価技術提案審査資料 評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の名称 ・ 様式番号 ・ 本件非公開文書の名称及びページ番号 ・ 対象工事名 ・ 評価配点 ・ 技術評価における課題 ・ 整理表の名称 ・ 審査案件の通し番号 ・ 会議資料のページ番号

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

1 公文書を公開しない理由について

本案件の公文書非公開決定通知書に記載された公文書を公開しない理由欄に記載された内容は、第5号ロ理由で非公開とした部分は入札参加者による「提案内容」の部分で、「技術提案の内容に対する発注者の評価の内容」ではなく、今回の処分で、非公開対象とされていなかった「技術提案の内容に対する発注者の評価の内容」を、弁明書で非公開として追加されることは極めて不当であると考えている。

2 非公開部分の対象について

「当該技術提案の内容に対する発注者の評価の内容は、公開した場合、入札参加者から提出された技術提案内容が類推されることや技術提案の具体的な評価内容や評価点が得られる具体的な施工方法等が明らかとなり、今後の技術提案において、当該施工方法等に偏重した提案がなされるなど、価格及び品質が総合的に優れた公共工事の契約を行うことを目的とする総合評価落札方式の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第5号ロに該当する。」という理由により非公開とされることには異議がある。

3 整理表について

整理表には、少なくとも以下の5項目(もしくは類似名称)の列見出しの記載があると考えている(会社名(業者名)、提案内容(もしくは提案要旨、提案された工法、提案された具体的な施工方法など)、評価、評価しない理由、加算点(評価点))。

これらの列見出しや会社名の略称記載部分については非公開情報には該当する

と考えられない。

評価の列の記載部分には、総合評価落札方式(試行)ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)で例示された「○」若しくは「×」の記載がしてあると考える。当該部分の内容を公開した場合、入札参加者から提出された技術提案内容が類推されることや技術提案の具体的な評価内容や評価点が得られる具体的な施工方法等が明らかになるとは考えられない。よって、この部分を公開すべきと考える。

評価しない理由の列の記載部分には、ガイドラインの「評価しない理由」の考え方で例示された「一般的」「評価対象外」「重複提案」「具体性なし」などが記載してあると考える。当該部分の内容を公開した場合、入札参加者から提出された技術提案内容が類推されることや技術提案の具体的な評価内容や評価点が得られる具体的な施工方法等が明らかになるとは考えられない。よって、この部分を公開すべきと考える。

加算点の列の記載部分については、今回の公開請求で既に加算点が公開されているので、あえて整理表で非公開とする理由はない。

さらに、ガイドラインに基づき技術提案等の評価結果の公開が行われている。

ここまでの理由により、整理表内の提案内容の列の記載部分を除き公開すべきと考える。

4 総合評価技術提案審査資料について

整理表は2枚で構成されており、会議資料のページ番号が記載されている。この会議資料には、整理表に結びつく評価結果の総括表や評価方法が記載されたページが存在すると考えられ、処分庁が弁明にあたって、公文書に記載のうちの一部のみを対象文書として特定したことは、条例の解釈適用に誤りがあると考ええる。

よって、総合評価技術提案審査資料は、特定したページ以外の表紙から最終ページまでも合わせて対象にして公開すべきと考える。

第6 審査会の判断

本件公開請求は、本件対象工事に係る請求文書1から請求文書7の公開を求めるものであり、実施機関は、第2の2のとおり本件対象公文書を特定し、本件公開決定及び本件非公開決定を行った。

審査請求人は、本件非公開文書については、非公開情報に該当しない部分を分離して公開すべきと主張し、また、弁明書において公文書非公開決定通知書に記載されていなかった「技術提案の内容に対する発注者の評価の内容」を、弁明書で非公開として追加されることは極めて不当と主張し、加えて対象文書の特定が不十分と主張しているところ、実施機関は、本件非公開決定を妥当としていると解されることから、以下、本件対象公文書の特定の妥当性、本件非公開文書の非公開情報該当性及び弁明書における非公開理由追加の可否について検討する。

1 本件対象公文書の特定の妥当性について

当審査会において、総合評価技術提案審査資料の全てのページを見分したところ、

入札参加者の評価点一覧をまとめたページがあり、それぞれの評価項目に対する入札参加者ごとの点数が記載されている。これは、審査請求人が請求した「評価点内訳一式」及び「提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価された技術評価点を集計し一覧にした帳票一式」に該当すると考えられる。

よって、実施機関は入札参加者の評価点一覧をまとめたページも含め、改めて総合評価技術提案審査資料を調査し、公文書の特定漏れがないか検討の上、公開、非公開等の決定をすべきである。

2 本件一部公開文書の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第5号ロについて

条例第7条第5号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として定め、同号ロにおいて、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を掲げている。

(2) 本件一部公開文書について

大分県では、価格と品質が総合的に優れた調達を行うため、一定の公共工事の入札について、価格と合わせて入札参加者の技術提案を評価する総合評価落札方式による落札者の決定が行われている。

本件一部公開文書は、実施機関がこの総合評価落札方式により本件対象工事の落札者を決定するに当たって、入札参加者から提出された技術提案を評価するために作成された資料である。

当審査会において見分したところ、本件一部公開文書は、本件対象工事についてまとめられ、①会議の名称、②様式番号、③本件一部公開文書の名称及びページ番号、④対象工事名、⑤評価配点、⑥技術評価における課題、⑦入札参加者から提出された技術提案と発注者の評価を整理した表（以下「整理表」という。）、⑧整理表の名称、⑨審査案件の通し番号、⑩会議資料のページ番号で構成されている。

(3) 各記載内容の非公開情報該当性について

実施機関は、弁明書において、本件非公開文書は、入札参加者から提出された技術提案資料及び評価に関する資料であり、技術提案の内容は、入札参加者の技術力及び開発力を駆使して作られたものであることから、当該資料を公開することで、他者が模倣することが可能となり、入札参加者が今後個別の課題に対する提案を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力が低下するおそれがあり、このことにより、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を目指す総合評価方式の目的が達成できず、県の財産上の利益が損なわれることとなるため、条例第7条第5号ロに該当すると主張している。

当審査会が見分したところ、上記(2)の各構成部分のうち、非公開とされた⑦には、入札参加者から提出された技術提案の具体的な内容及び当該技術提案に対す

る発注者の具体的な評価の内容が記載されていることが認められる。

当該技術提案の内容に対する発注者の評価の内容が公開されることにより、入札参加者から提出された技術提案内容が類推されることや技術提案の具体的な評価内容や評価点が得られる具体的な施工方法等が明らかとなり、今後の技術提案において、当該施工方法等に偏重した提案がなされるなど、価格及び品質が総合的に優れた公共工事の契約を行うことを目的とする総合評価落札方式の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条第5号口に該当するため、非公開は妥当である。

3 弁明書における非公開理由追加の可否

審査請求人は実施機関が公開しない理由を弁明書において追加したことは極めて不当と主張する。

非公開決定をした場合の理由の付記は、実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保し、それに対する不服申立てに便宜を与えることを目的としているものと解される。しかし、不服申立てを受けた実施機関として原決定の当否を判断するに当たり審査請求人の意見を踏まえて公開しない理由の存否を改めて検討することは当然のことであり、その結果、原決定に付した理由のほかに非公開とすべき理由を発見したときには、実施機関が非公開理由を追加することは不当なこととはいえず、決定通知書に理由が一旦付記されたとしても、実施機関が当該理由以外の公開しない理由の存在を主張することが許されないことにはならない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年3月28日	諮 問
令和5年5月31日	事案審議（令和5年度第2回審査会）
令和5年6月28日	事案審議（令和5年度第3回審査会）
令和5年7月26日	事案審議（令和5年度第4回審査会）
令和5年8月30日	答申決定（令和5年度第5回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	R5.6.30 退任
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	R5.7.1 就任
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
徳 丸 由美子	大分県地域婦人団体連合会副会長	